資料３

第２回　大牟田市地域公共交通活性化協議会

（２）議案第２号
新大牟田駅の乗継利便性の向上検討
（生活交通確保維持改善計画（令和６年度事業）の変更について）

＜目次＞

１．地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書・・・・・・・・・・・・・ 1
２．生活交通確保維持改善計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

令和５年９月２９日
大牟田市　国県道路・地域交通対策課

陸上交通様式第３（日本工業規格Ａ列４番）

国地　第　　号
令和　５年　　月　　日

国土交通大臣　殿

氏名又は名称　大牟田市
住　　所　大牟田市有明町２丁目３番地
代表者氏名　　市長　関　　好 孝

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　号で国土交通大臣より認定された地域内フィーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

○　変更日

令和５年１１月１日

○　変更箇所

系統名：吉野線５７番系統
区　間：西鉄大牟田営業所～橘交差点・大牟田病院前～西鉄大牟田営業所
西鉄大牟田営業所～橘交差点・大牟田病院前～大牟田市立病院
大牟田市立病院～橘交差点・大牟田病院前～大牟田市立病院

○　変更理由

本市では令和５年３月に「大牟田市地域公共交通計画」を策定し、「鉄道とバス等の乗り継ぎ利便性の向上」として、新大牟田駅での新幹線発着に合わせた路線バスのダイヤ改善について取り組むこととしている。現在、吉野線５５番系統が新大牟田駅に接続しており、新たに吉野線５７番系統を接続させることで、新幹線利用者と吉野線５７番系統（国道 208 号等）沿線住民の公共交通の利便性向上による乗り継ぎ環境の改善により、路線バスの利用者数の向上を図るもの。

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。
※「変更理由」は、具体的に記述すること。

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）

令和５年　　月　　日
大牟田市

生活交通確保維持改善計画の名称
大牟田市地域内フィーダー系統確保維持計画

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

大牟田市では、九州新幹線を始めＪＲ鹿児島本線や西鉄天神大牟田線の鉄道を中心に、路線バスなどが補完する形で公共交通ネットワークが形成されている。特に路線バスは通勤、通学、通院、買い物など地域住民の身近な交通手段として市民生活を支えるとともに、市内の地域間をつなぐ交通ネットワークとして重要な役割を担っている。

しかしながら、交通手段の多様化、自家用車の普及拡大、人口減少等の影響により路線バスの利用者は年々減少しており、収支も悪化している。

こうした中、平成 30 年 3 月に人口減少等が予測される将来においても持続可能な公共交通網を形成するため、「大牟田市地域公共交通網形成計画」を策定し、将来に向けた市内外の移動の維持・確保に向けて事業に取り組んできた。令和 5 年度からは、網形成計画の事業の見直し、継続、拡充、新設を行い、令和 5 年 3 月に策定した「大牟田市地域公共交通計画」（以下、交通計画という）に掲げる事業を推進することとしている。

このことから、交通計画の事業に掲げる米の山・黒崎団地線（10 番・18 番系統）、上官線（16 番系統）、大牟田市内線（1 番系統）、吉野線（57 番系統）の維持・確保は、大牟田市内における生活交通の確保並び公共交通ネットワークの構築に必要なものである。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

定量的な指標として、大牟田市地域公共交通計画に定めるとおり、「全市民の公共交通等の利用に対する満足度」※１と「市内路線バスの利用者数」※２を目標値として設定する。

	R5	R6	R7	R8	R9
全市民の公共交通等の利用に対する満足度　※1	26%	27%	28%	29%	30%
市内路線バスの利用者数 ※2	4.0 千人/日	4.3 千人/日	4.6 千人/日	4.9 千人/日	5.2 千人/日

※１：市内中心部の方々が感じている公共交通等の利用に対する満足度まで向上させることを目標とし、段階的に年１%の向上を目標とする。

※２：市内路線バスの利用者をコロナ禍以前（令和元年度）の利用者数まで回復させていくことを目標とする。段階的に年 300 人の増加を目標とする。

（２）事業の効果

米の山・黒崎団地線（10 番・18 番系統）、上官線（16 番系統）、大牟田市内線（1 番系統）、吉野線（57 番系統）を維持することにより、沿線住民の通勤・通学、通院、買い物など日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
①　目標を達成するために行う事業 （１）市と交通事業者が連携し、バス利用促進のイベント（バス教室・観光施設でのバス運転士体験会の実施など）を実施する。バス利用に関する広報・周知活動について、HP、広報の活用及び公共施設でのPR物配布等により一層の利用促進を図る。 （２）令和４年１２月より発売開始した「おおむた１日乗り放題バスきっぷ」を発売継続し、バス利用の促進に繋げる。 （３）市内を発着する公共交通の利用促進を目的に、継続的な利用と潜在的利用者へアプローチを図るため、大牟田市公共交通デジタルスタンプラリーを実施する。 ②　実施主体 （１）（２）西鉄バス大牟田、大牟田市 （３）大牟田市
４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表１」を添付 運行事業者は、現在当該系統を運行している事業者である。
５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
大牟田市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
６．補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
西鉄バス大牟田株式会社
７．補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 **【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】**
※該当なし
８．別表１の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要**【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
９．別表１の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧**【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
10．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項**【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
11．外客来訪促進計画との整合性 **【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】**
※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表５」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論
（米の山・黒崎団地線 18 番系統） 大牟田市バス交通対策協議会 ・平成 28 年 12 月 25 日（第 19 回）補助路線の評価を実施 ・平成 29 年 6 月 26 日（第 20 回）平成 30 年度事業生活交通確保維持改善計画について合意 ・平成 29 年 12 月 22 日（第 21 回）バス交通対策協議会を平成 30 年 3 月 31 日付で廃止し、4 月 1 日で大牟田市地域公共交通活性化協議会へ機能を移すことについて承認。 （米の山・黒崎団地線 10 番系統） 大牟田市地域公共交通活性化協議会 ・令和 2 年 7 月 28 日　令和 3 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画（令和 2 年 10 月から補助開始）について承認 （上官線 16 番系統） 大牟田市地域公共交通活性化協議会 ・令和 2 年 7 月 28 日　令和 3 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画（令和 2 年 10 月から補助開始）について承認 （大牟田市内線 1 番系統） 大牟田市地域公共交通活性化協議会 ・令和 3 年 6 月 30 日　令和 4 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画（令和 3 年 10 月から補助開始）について承認 （吉野線 57 番系統） 大牟田市地域公共交通活性化協議会 ・令和 4 年 6 月 27 日　令和 5 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画（令和 4 年 10 月から補助開始）について承認 大牟田市地域公共交通活性化協議会 ・平成 30 年 3 月 27 日　大牟田市地域公共交通網形成計画（案）を承認。 大牟田市地域公共交通活性化協議会設置要綱の一部を改正し大牟田市バス交通対策協議会を法定協議会に統合することを確認・承認 平成 30 年度生活交通確保維持計画の変更届出提出について承認 ・平成 30 年 4 月 23 日　大牟田市地域公共交通網形成計画の届出 ・平成 30 年 6 月 25 日　平成 31 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画について承認 ・平成 31 年 1 月 17 日 地域公共交通確保維持改善・事業評価（一次評価）について承認 ・令和元年 6 月 26 日　令和 2 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画について承認 ・令和 2 年 1 月 15 日　地域公共交通確保維持改善・事業評価（一次評価）について承認 ・令和 2 年 6 月 28 日 令和 3 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画について承認 ・令和 3 年 1 月 15 日　地域公共交通確保維持改善・事業評価（一次評価）について承認 ・令和 3 年 6 月 30 日 令和 4 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画について承認 ・令和 4 年 1 月 21 日　地域公共交通確保維持改善・事業評価（一次評価）について承認 ・令和 4 年 6 月 27 日 令和 5 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画について承認 ・令和 5 年 1 月 10 日　地域公共交通確保維持改善・事業評価（一次評価）について承認 ・令和 5 年 6 月 26 日 令和 6 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画について承認 ・令和 5 年 9 月 29 日 令和 6 年度地域内ﾌｨｰﾀﾞｰ系統確保維持計画の変更（吉野線 57 番新幹線接続）について承認

21. 利用者等の意見の反映状況
・計画の策定にあたり、大牟田市地域公共交通活性化協議会の構成委員に、校区コミュニティ連絡協議会の代表者や市民代表に参画してもらい、住民や利用者の意見を反映させている。

22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	福岡県企画・地域振興部交通政策課
関係市区町村	大牟田市都市整備部国県道路・地域交通対策課 みやま市 総務部 企画振興課 南関町 まちづくり課 荒尾市 総務部 総合政策課

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
大牟田市	西鉄バス大牟田（株）	（1）［米の山・黒崎団地線18番系統］西鉄大牟田営業所～新栄町～黒崎団地前	西鉄大牟田営業所	大牟田駅	黒崎団地前	往 7.7km 復 7.6km	366日	3,219.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	（2）［米の山・黒崎団地線18番系統］大牟田駅～新栄町～黒崎団地前	大牟田駅前	新栄町	黒崎団地前	往 6.6km 復 6.5km	366日	972.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	（3）［米の山・黒崎団地線18番系統］新栄町～手鎌～黒崎団地前	新栄町	手鎌	黒崎団地前	往 4.8km 復 4.7km	240日	720.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と新栄町駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	（4）［米の山・黒崎団地線10番系統］西鉄大牟田営業所～市立病院～普光寺	西鉄大牟田営業所	市立病院	普光寺	往 7.7km 復 7.7km	290日	1,565.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	（5）［米の山・黒崎団地線10番系統］西鉄大牟田営業所～大牟田駅～米の山	西鉄大牟田営業所	大牟田駅	米の山	往 5.6km 復 5.6km	366日	2,985.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	（6）［米の山・黒崎団地線10番系統］大牟田駅～普光寺	大牟田駅		普光寺	往 5.4km 復 5.4km	366日	549.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	（7）［米の山・黒崎団地線10番系統］大牟田駅～米の山	大牟田駅		米の山	往 4.5km 復 4.5km	366日	1,792.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	（8）［米の山・黒崎団地線10番系統］西鉄大牟田営業所～大牟田駅～普光寺	西鉄大牟田営業所	大牟田駅	普光寺	往 6.6km 復 6.6km	366日	814.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	（9）［上官線16番系統］ゆめタウン大牟田～笹林～倉掛	ゆめタウン大牟田	笹林	倉掛	往 5.3km 復 5.9km	366日	1,565.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	（10）［上官線16番系統］ゆめタウン大牟田～笹林～万田坑	ゆめタウン大牟田	笹林	万田坑	往 6.km 復 6.km	126日	252.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③

（注）

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7及び別表9）			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
大牟田市	西鉄バス大牟田（株）	(11) [上官線16番系統]大牟田駅～笹林～倉掛	大牟田駅	笹林	倉掛	往 4.km 復 4.km	366日	1,887.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	③
	西鉄バス大牟田（株）	(12) [大牟田市内線1番系統]西鉄大牟田営業所～三池中町	西鉄大牟田営業所	大牟田駅	三池中町	往 5.5km 復 5.5km	366日	309.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と通町二丁目にて接続	②
	西鉄バス大牟田（株）	(13) [大牟田市内線1番系統]西鉄大牟田営業所～久福木団地	西鉄大牟田営業所	大牟田駅	久福木団地	往 7.6km 復 7.6km	240日	360.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と通町二丁目にて接続	②
	西鉄バス大牟田（株）	(14) [吉野線57番系統]西鉄大牟田営業所～新大牟田駅・大牟田病院前～西鉄大牟田営業所	西鉄大牟田営業所	新大牟田駅・大牟田病院前	西鉄大牟田営業所	循環 17.9km .km	366日	5,882.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	①
	西鉄バス大牟田（株）	(15) [吉野線57番系統]西鉄大牟田営業所～橘交差点・大牟田病院前～大牟田市立病院	西鉄大牟田営業所	橘交差点・大牟田病院前	大牟田市立病院	往 15.2km 復 15.2km	290日	2,260.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	①
	西鉄バス大牟田（株）	(16) [吉野線57番系統]大牟田市立病院～橘交差点・大牟田病院前～大牟田市立病院	大牟田市立病院	橘交差点・大牟田病院前	大牟田市立病院	循環 14.8km .km	290日	290.0回		路線定期	①	補助対象地域間幹線系統である西鉄バスの南関系統と大牟田駅にて接続	①
						.km .km							
						.km .km							
						.km .km							
						.km .km							

（注）

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。